

17 地方公共団体における社会教育計画等の策定及び評価に関する調査研究
研究代表者 馬場 祐次朗（社会教育実践研究センター長）

①研究の趣旨，ねらい

教育基本法が改正され、教育振興基本計画を定める規定が盛り込まれたことにより、今後、地方公共団体において、教育の振興施策に関する基本的計画を定めるに当たり、社会教育計画等の改訂及び的確な評価が課題となる。

そのため、地方公共団体における現在の社会教育計画等の事例の分析を踏まえ新たな社会教育振興に関する計画の企画・立案の視点や策定方法、体系・内容、執行目標及び成果指標、評価方法等の開発を行う。

②研究成果の概要

○調査研究委員会の中にワーキンググループを作り、家庭の教育力支援をモデルに社会教育計画策定の手順と評価体系及び評価指標の開発に取り組んだ。また、家庭の教育力支援を例としながら、他の社会教育計画領域でも使える一般性のあるものにまとめた。

○具体的な社会教育計画立案と評価指標策定に役立つように、計画立案の手順と指標設定を、ア) 施策体系の骨格づくり、イ) 小項目（事務事業）の仮目標と予想される効果、成果の関係の検討、ウ) 中項目（施策の柱）の「評価の視点」、「評価指標」と仮目標の関係の検討、エ) 中項目（施策の柱）の目標と大項目（施策及び施策の方向性）の仮目標の関係の検討、オ) 大項目（施策及び施策の方向性）の「評価の視点」、「評価指標」と仮目標の関係の検討、カ) 大項目（施策及び施策の方向性）の評価の視点、評価指標の検討、全体の整合性等の検討、キ) 計画（施策、事業等）の評定の7つにまとめ、関係図で示した。

○社会教育計画における評価体系については、ア) 事務事業実施による事業実績（アウトプット）→イ) 事業の直接的な効果→ウ) 事業目的達成度（中間的アウトカム）→エ) 施策目的達成度の4段階にまとめ、関係図に示した。

○これからの社会教育計画には他行政にも通じる理論が必要であるため、行政における計画の評価視点を一般的に通用する「計画の目的と評価」及び「計画を評価する視点とその手法」として、その理論をまとめた。

③中期目標との関連性

○中期目標〔目標4〕「社会教育分野での実践的な調査研究の推進」に関連するものである。地方公共団体における社会教育計画等の策定・評価の在り方について明らかにする点から、特に（1）「社会教育の現場における課題の

把握とその解決に関する調査研究」に関連するものである。

- 社会教育実践研究センターの活動目標【目標1】「社会教育事業の実態や課題を把握し、その分析を通じて、望ましい社会教育事業の在り方について調査研究を推進する」に関連するものであり、本調査研究を通して、今後の望ましい評価を前提とした社会教育計画及び社会教育事業の在り方を明らかにするものである。

④今後の研究予定

平成22年度以降、「家庭の教育力支援」以外の分野に関する調査研究に取り組む予定である。

⑤キーワード

(1) 社会教育計画 (2) 計画評価 (3) 評価指標

⑥本研究の研究報告書

- 地方公共団体における社会教育計画等の策定及び評価に関する調査研究報告書

⑦関連する先行研究や参考となる研究等

- 「中央教育計画と地方教育計画の連関分析による計画モデルの開発」（中間報告）：国立教育政策研究所 昭和50年3月
- 「社会教育事業の評価指標の開発に関する調査研究報告書」
：国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 平成17年度
- 「生涯学習政策評価の理論的・実証的研究（最終成果報告書）」
：研究代表者 澤野由紀子（国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官） 平成17年3月
- 「地方公共団体における社会教育計画等の策定及び評価に関する調査研究報告書」
：国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 平成20年度